

「保育所児童保育要録の見直し検討会」開催要綱

1. 目的

保育所に入所している子どもの就学にあたっては、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号、平成21年4月1日適用）において、保育所と小学校との連携の観点から、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支える資料が保育所から小学校に送付されることを求めている。同指針の適用に際して、厚生労働省から当該資料の参考様式を「保育所児童保育要録」として示し、各保育所において活用されているところである。

今般、平成30年4月1日から適用される改定保育所保育指針において、保育所と小学校との連携に関して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する等の記載が追加されたことを踏まえ、保育所児童保育要録の記載事項、参考様式等について、保育所保育と小学校教育との一層の円滑な接続に資するような見直しを行うことが必要である。

本検討会は、こうした状況を踏まえ、保育課長が上記見直しに資する保育所保育、小学校教育等に関する学識経験者、実務者等に参集を求め、保育所児童保育要録の見直し等について、検討を行うものである。

2. 構成員

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 検討事項

- ・ 保育所児童保育要録の見直しに関する事項
- ・ その他、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図る取組に関する事項

4. 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、子ども家庭局保育課が行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が保育課長と協議の上、定める。

(別紙)

「保育所児童保育要録の見直し検討会」構成員

氏 名	所 属
阿 部 和 子	大妻女子大学家政学部 教授
大 方 美 香	大阪総合保育大学児童保育学部 学部長・教授
汐 見 稔 幸	白梅学園大学 学長
中 山 美 香	高知県教育委員会事務局幼保支援課 専門企画員
村 松 幹 子	たかくさ保育園 園長

五十音順・敬称略